

Attorney-Client Privilege に対する AIPPI 日本部会の意見

1980 年代から 90 年代にかけて、多くの特許訴訟において日本の弁理士は、弁護士資格を有していないこと、及び、日本の国内法が弁理士の秘密保持義務について明瞭な規定を有していないこと等を理由として、その作成した書面について守秘特権(privilege)を否定されてきた。1999 年の日本の民事訴訟法改正以降、アメリカのいくつかの裁判所で日本国弁理士が法律改正によって、弁護士同等の秘密保持義務を持つようになったと認定されるにいたり、現在では **privilege** を認める判決が定着している。

しかしながら、日本は大陸法の法体系を有し、秘密保持義務についてもコモンロー上の **privilege** とは本質において異なるものであるから、今後の法解釈の統一を期するためにも、さらなる規定の制定が望まれる。

以上を踏まえ、AIPPI JAPAN は以下の通り提案する。

1. 米国裁判所は、米国弁理士 (US patent agents) および外国の知財実務家 (foreign patent practitioners) に対して **privilege** を認めるべきであり、そのための **national standard** を定めるべきである。
2. **Privilege** に関する最小限の **standard** を定める国際的なフレームワークが決められることがより望ましい。フレームワークの内容については、Appendix5 of the following document
https://www.aipo.org/download/onlinePublications/Attachment1SubmissiontoWIPODecember182013_SCP.pdf に順ずるものでよい。